平成２２年（フ）第３７５３号
横浜市青葉区荏子田２丁目11番地５　タウンヒルズ根岸ⅢＢ－１
債務者　浅井　邦夫
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７８８号
横浜市鶴見区平安町２丁目28番地１　ヨコハマアイランドガーデン808
債務者　小花　邦子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７８９号
横浜市緑区十日市場町876番地１　平和ハイツ１－Ｄ
債務者　齋藤ミチヱ
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４９９号
横浜市磯子区岡村８丁目17番６－101号
債務者　安居　俊雄
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５０３号
横浜市磯子区田中２丁目24番18号　グローリーハイツ202号
債務者　川浪　徳明
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５３９号
神奈川県大和市中央林間２丁目18番16号　ダイキョウマンション第２－101
債務者　佐藤　正明
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５４０号
神奈川県大和市中央林間２丁目18番16号　ダイキョウマンション第２－101
債務者　佐藤　昌子（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４号
石川県輪島市河井町５部41番地20
債務者　沖﨑　眞摯
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月３日午後１時
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第３６０７号
横浜市青葉区美しが丘西２丁目30番地22
債務者　吉冨　惠子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７３１号
岡山県倉敷市児島塩生1837番地８
債務者　栩野　恒子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８２７号
岡山県備前市伊部90番地　１－201
債務者　芦田　　剛
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８２８号
岡山県備前市伊部90番地　１－201
債務者　芦田有香子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第９３４号
熊本市南高江３丁目３番82号
破産者　ホクサン商事株式会社
1　決定年月日　平成23年１月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３１３号
山口市大内矢田1121番30、住民票上の住所山口市大内御堀326番地８　藤ハイツ三103号
破産者　藤田　勝広
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所民事部破産係

平成１９年（フ）第４２５号
宮崎県都城市若葉町54号７番地
破産者　日成東建設株式会社
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第５８５号
宮崎市高千穂通１丁目４番30号
破産者　志多商事株式会社
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係